

○内閣府(内閣府本府)

・原子力発電施設等緊急時安全対策交付金のうち緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定について(内閣総理大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

内閣府は、令和4年4月に、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定に当たり、緊急事態応急対策等拠点施設の一部について地方自治法に基づく行政財産の使用の許可を行って原子力規制委員会から原子力規制事務所の使用に係る行政財産の使用料(以下「事務所使用料」)を徴収している場合には、原則として事務所使用料に相当する額を維持管理等経費から差し引いて交付対象経費を算定することを「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金運用の手引き」に明示するなどして、事業主体に周知する処置を講じていた。

○財務省

・所得税の申告における倒産防止共済特例の適用に伴う返戻金額の収入計上に係る審査体制の整備等について(国税庁長官宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

国税庁は、次のような処置を講じていた。

ア 令和3年12月に、解約手当金(以下「返戻金」)の額を総収入金額に算入すること(以下「収入計上」)が必要であることについて明記した「令和3年分青色申告の決算の手引き(一般用)」等を同庁のウェブサイトに掲載するなどして納税者等に周知した。

イ 資料情報制度を活用して、3年11月に独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して文書を発して、毎年1月1日から12月31までの1年間の返戻金の支払を受けた者の情報について、翌年1月末までに情報提供するよう依頼し、機構から提供を受けた当該情報を各国税局等に送付することとした。そして、4年2月に返戻金に関する情報の活用について各国税局等に指示文書を発して、各税務署等において、返戻金に関する情報と返戻金を受け取った者の申告書等との照合を行って返戻金額の収入計上の有無を確認することなどとした。これらにより、返戻金額の収入計上に係る審査体制を整備した。

○厚生労働省

・国民健康保険の保険基盤安定負担金の交付額について(厚生労働大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 12市町のうち、返還の必要がないと判明した1市を除いた11市町に対して、令和4年3月に返還を求めた。また、84市町村に対して、市町村が保有している各種資料に基づき適切に保険基盤安定負担金の交付額を算定させ、過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち、34市町村に対しては過大に交付されていたと認められる負担金相当額の全額について、3市町に対してはそのうちの一部の金額について、同月にそれぞれ返還を求めた。

イ 3年12月に、同省が都道府県及び市町村との間で運用しているポータルサイトに通知を掲載することにより、繰入金額及び負担金の交付額の算定に当たり、これらに用いる負担金繰入金額算出基礎表を作成するために必要なデータを抽出する時点等の抽出条件について、市町村に対して周知徹底した。

ウ イの通知により、負担金の事業実績報告書の審査並びに繰入金額及び負担金の交付額の算定に

当たり、一般被保険者について算定した均等割額の総額が一般被保険者数に各市町村が条例で定める均等割額を乗じて得られる額と一致しているかなどの具体的な確認方法を示すことにより、適正な繰入金額に基づき負担金の交付額が算定されているかを確認することについて、都道府県及び市町村に対して周知した。

エ イの通知により、負担金の交付額を再度算定する場合に必要となる世帯数等のデータを交付決定の条件に従って適切に整理し、保管することについて、市町村に対して周知した。

一方、同省は、アの過大に交付されていたと認められる負担金相当額があった41市町村のうち全額の返還を求めた34市町村を除く7市町について、4市に対しては過大に交付されていたと認められる負担金相当額の全額について、3市町に対しては過大に交付されていたと認められる負担金相当額から既に返還を求めた金額を除いた残りの金額について、今後返還を求ることとしている。

・**障害児通所支援事業所の定員超過利用における障害児通所給付費の算定について(厚生労働大臣宛て)**

(令和2年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年8月までに、8指定障害児通所支援事業者等(指定障害児通所支援事業者等を「事業者」)の11事業所のうち返還手続が未済であった6事業者の8事業所に対して、4道県及び2市を通じて、過大に算定されていた障害児通所給付費の返還手続を行わせた。

イ 4年2月に都道府県等に対して事務連絡を発し、事業者に対して、都道府県等を通じて、定員超過利用減算の適用の要件等について周知徹底した。

ウ イの事務連絡により、事業者に対して、都道府県等を通じて、利用人数等を入力することにより定員超過利用減算が必要な定員超過をしているかを確認できる「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を示した上で、定員を超過して利用者を受け入れている事業者は、毎月の請求に当たって、当該確認シートにより定員超過利用減算の要否を確認するように周知した。

・**新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について(厚生労働大臣宛て)**

(令和2年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年6月に、システムの調達仕様書の作成に関する留意事項等を示した手引(以下「手引」)を改定して、仕様書に定めるべきテストの実施対象項目、実施目的、実施内容等のテストの実施に当たっての具体的な事項を明確に定めたり、テストの実施状況を十分に把握するために受注者から報告を受けるべき内容を明確に定めたりするとともに、内部部局等に事務連絡を発出して、当該手引の内容を関係職員に周知徹底した。

イ 不具合等に関する外部からの指摘等を適切に管理し、これを業務に生かす方法を具体的に手引に定めて、アの事務連絡により関係職員に周知徹底した。

ウ 納品物が契約の内容に適合していない事態が発生した場合の取扱いについて、不具合に係る修理費用等の負担者を明確に確認するために、受注者に、当該不具合に係る修理費用等を明確に区分するなどした適切な資料を提出させて、請求額に修理費用等が含まれていないことを検証することを手引に定めて、アの事務連絡により関係職員に周知徹底した。

○農林水産省

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(産地基幹施設等支援タイプ)の実施について(農林水産大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

- ア 令和4年4月に、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業の後継事業である強い農業づくり総合支援交付金事業について、交付等要綱を制定して、地方農政局等と都道府県における成果目標の妥当性の協議において、都道府県が地方農政局等に対して、過去事業における成果目標の達成状況や成果目標を達成していない場合の要因等を報告するとともに、新事業の成果目標が過去事業において設定した成果目標を下回る場合にその旨やその理由等を報告することとした。また、上記の交付等要綱において、過去事業における成果目標が達成されていない状態が続いている事業実施主体が次年度以降同一の品目及び地域を対象として新事業を実施する場合は、都道府県及び地方農政局等が厳格な審査を行うこととした。
- イ 4年1月及び2月に地方農政局等及び都道府県を対象とした事業説明会等を開催するとともに、同年4月に地方農政局等に事務連絡を発出して、都道府県に対して、成果目標を達成していくも出荷量等の実績値が目標値を下回っている場合は、当該目標値に達するまで出荷量等の実績値の状況を確実に把握した上で、改善に向けた指導等を行うことについて、改めて周知徹底した。

・農地情報公開システム整備事業等の実施について(農林水産大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：36条 意見表示及び処置要求事項)

農林水産省は、令和3年11月に一般社団法人全国農業会議所に対して通知を発するなどして、次のような処置を講じていた。

- ア 会議所に対して、各農業委員会等利用システム(以下「農委システム」)の更新状況や操作性等の課題について農業委員会(農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。これらを「農業委員会等」)を調査して把握し、当該課題に対する必要な改修等の措置を検討するとともに、それらの内容を四半期ごとに同省に報告するよう指導した。また、4年5月に開催された後掲エの運用報告会議において、農委システムを利用した農地台帳に記録される農地情報及び農地の地図情報(これらを「農地情報等」)の適時の更新が法定化された農地情報等の新たに農業への参入を志向する者等への公表義務を果たす役割を担うものであることや、農委システムの利用上の問題に対して会議所がこれまで実施した支援措置の内容等について農業委員会等に十分に周知するよう指導した。
- イ 会議所に対して、都道府県農業会議等が格納システムを利用してこなかった要因を分析するとともに、同会議等の意見等を踏まえた上で必要な改善等を図り、その結果を速やかに同省に報告するよう指導した。また、4年4月に会議所が実施した同会議等を対象とする格納システムの利用に関する調査において、格納システムが有する業務効率の向上のための機能についての項目を調査票に設定して回答させることを通じて、当該機能の存在を認識されることなどにより、当該機能を同会議等に十分に周知するよう指導した。
- ウ 会議所に対して、農地法等で農地台帳に記録することとされている項目に係るチェックリストを作成して農業委員会等ごとの登録状況を把握した上で、未登録項目がある農業委員会等に対して全ての項目について速やかに農委システムに登録させるよう指導した。
- エ 農林水産省、農業委員会、都道府県農業会議等で構成する運用報告会議を会議所に設置させて、同省が農地情報公開システム(農業委員会等が農地台帳に記録される農地情報等のインターネット

を通じた公表等を行うシステム)に係る運営状況を適時適切に把握するとともに、必要な対策や運用の見直しを会議所に対して指示するための体制を整備した。

・丸太のトラック運搬に係る経費の積算について(林野庁長官宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

林野庁は、令和4年1月に森林管理局に通知を発するなどして、「立木販売予定価格評定公式の改訂について」の考え方、実態調査の結果等が森林管理局の立木等の販売予定価格評定要領等(以下「積算基準」)等に確実に反映されるなどするよう指導する処置を講じていた。そして、森林管理局において、4年3月までに積算基準等を改正して森林管理署等に通知し、同年4月以降の丸太のトラック運搬に係る経費の積算について、複数回反復して運搬することが可能な場合に、運搬距離ごとに1回当たりの運賃が掲載された表に基づいて算定した距離制運賃と基準時間当たりの運賃が掲載された表に基づいて算定した時間制運賃とを比較して安価な方を適用することとする処置を講じていた。

・農地耕作条件改善事業による農地集積の状況について(農林水産大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

農林水産省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和3年12月に地方農政局等に通知を発して、①地域内農地集積促進計画(以下「促進計画」)の作成に当たっては、事業主体が地域内農地集積型事業の実施により集積が見込まれる農地(以下「集積見込農地」)の地番、面積、農地の出し手及び受け手の氏名等を記載した集積見込農地一覧を作成して、集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積に係る目標(以下「農地集積目標」)を記載すること、②事業達成状況報告書の作成に当たっては、事業主体が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載することとして、①及び②について都道府県を通じるなどして事業主体に対して指導した。その上で、4年4月に農地耕作条件改善事業実施要領を改正して上記の内容について明記した。

イ アの通知により、促進計画を作成する際には、事業実施に向けた事業説明会等において集積見込農地一覧を提示して農地の出し手及び受け手に説明して、事業実施後には農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについて出し手及び受け手の意思の確認を十分に行った上で、その結果を所定の様式に記録するよう都道府県を通じるなどして事業主体に対して指導した。

ウ アの通知により、事業実施後であっても、農地集積目標が達成できていない場合には、農地集積目標の達成に向けた取組を行うなどするよう都道府県を通じるなどして事業主体に対して指導した。

・政府所有米穀の販売等業務委託契約のメッシュチェック荷役経費の単価の算定について(農林水産大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:36条 処置要求事項)

農林水産省は、米穀を二重の網に通し、網の上でカビ状異物を確認する(以下「メッシュチェック荷役」)経費の単価を算定するに当たり必要なメッシュチェック荷役の作業実態の調査を令和3年度から実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な調査件数に至っておらず、引き続き調査を継続している。そして、同省は、上記調査の結果が取りまとまり次第、メッシュチェック荷役の作業実態に見合った単価を算定する方法を明確に定めるとともに、それに基づいて単価を設定することにより委託費の節減を図ることとしている。

○経済産業省

・石油製品安定供給確保支援事業等の実施及び災害時情報収集システムの運用について(資源エネルギー庁長官宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：34条 処置要求・36条 意見表示及び処置要求事項)

資源エネルギー庁は、次のような処置を講じていた。

ア 令和4年3月に「住民拠点SSにおける災害対応ガイドライン」を改訂し、これを全ての住民拠点サービスステーション(以下「住民拠点SS」)に通知することにより、住民拠点SSを運営する揮発油販売業者等(以下「事業主体」)に対して、給油所設備の損傷、従業員の負傷等がなく給油できる環境が整った場合には、速やかに自家発電設備を活用して営業を再開等することの重要性について周知徹底を図った。

イ 一般社団法人全国石油協会(以下「石油協会」)に対して、3年10月に事務連絡を発出するなどして、25事業主体の自家発電設備について、速やかに所要の財産処分手続をとらせるとともに、このうち9事業主体については財産処分時点の残存簿価相当額の石油協会を通じての国庫への納付を行わせるよう求めた。そして、石油協会は、既に財産処分手續が完了していた1事業主体を除く24事業主体に対して、速やかに所要の財産処分手續をとるなどするよう求めた。

また、揮発油販売業者から揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく届出がされた情報について、毎月石油協会と情報共有を行うこととし、必要に応じて財産処分手續を行わせることとした。そして、住民拠点SSの運営を中止したり、補助事業を承継したりするなどの場合であっても、自家発電設備の処分制限期間を経過するまでは、財産処分手續の必要がある場合に該当することについて、4年3月に全住民拠点SSに文書により通知するなどして、事業主体に対して周知徹底を図った。

ウ イで共有した情報について、適時に災害時情報収集システム(以下「災害情報システム」)上における住民拠点SSの基礎情報を更新して速やかに住民拠点SSの基礎情報の一覧に反映することとともに、台風等の災害の場合に災害情報システムを活用して情報収集や公表を行うための判断基準を4年5月に設けるなどして、住民拠点SSの営業状況等を効果的に公表できる体制を整備した。

○国土交通省

・一般国道等の路面下空洞対策に係る費用の負担について(国土交通大臣宛て)

(平成29年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項)

国土交通省は、上水道管、下水道管、ガス管等の路面下占用物件を設置している地方公共団体や民間企業等(以下「占用企業者」)に応分の負担を求めるための方策について占用企業者等と協議した結果、空洞発生の原因となった路面下占用物件を設置している占用企業者に対し、路面下空洞調査業務(以下「調査業務」)のうち当該空洞の発見等に要した費用相当額を負担させることとし、令和4年9月に、指針を整備する処置を講じていた。そして、同月に、地方整備局ごとに設置されている技術事務所、北海道開発局及び沖縄総合事務局並びに道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して事務連絡を発してこれを周知することにより、5年4月以降に実施する調査業務について、国道事務所等が指針に基づき空洞発生の原因となった路面下占用物件を設置している占用企業者に応分の負担を求めることとともに、地方公共団体に対しても同様な助言を行う処置を講じていた。

・国管理空港の土地等に係る行政財産の使用料の算定について(国土交通大臣宛て)

(平成30年度決算検査報告掲記：34条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 令和元年度に駐車場事業に供されている国管理空港の土地等に係る行政財産の使用許可(使用許可を行う者を「使用許可者」)において、2年3月に元年度に係る使用料の改定を行って、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めて駐車場事業から生ずる純収益を算出して使用料を算定していた18件について、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含めないこととした。

イ 不動産鑑定評価会社(以下「鑑定会社」)等に使用料に関する調査(以下「使用料調査」)を委託する際の仕様書において、駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を当該鑑定会社等に交付することとした。そして、上記を踏まえて元年12月に使用料調査を委託した。

ウ 旅客ターミナルビル事業、貨物ターミナルビル事業及び駐車場事業から生ずる純収益の使用許可者への配分率(使用許可者に配分する純収益の割合)の算出方法について、2年1月、使用許可者及び使用許可を受けて駐車場等の施設を運営する者(以下「事業者」)の建物等に帰属する純収益(以下「建物等帰属純収益」)を比較可能な方法により算出するために、不動産鑑定士等により構成される有識者委員会を新たに設け、同年3月に同委員会から提言を受けるなどして検討し、建物等の取得価格を用いて使用許可者及び事業者双方の建物等帰属純収益を算出することとした。

エ 東京、大阪両航空局(これらを「地方航空局」)が使用料の変動率を求める調査(以下「変動率調査」)を鑑定会社等に委託する際に、イと同様の取扱いとなるよう駐車場事業から生ずる純収益を算出するに当たり、駐車場事業とは別の事業に要した費用を駐車場事業に要した費用に含めないことを仕様書に明記するとともに、駐車場事業とは別の事業に要した費用を含まない営業損益等に関する資料を鑑定会社等に交付するよう、2年6月に地方航空局に通知した。

一方、同省は、新型コロナウイルス感染症による影響は依然収束しておらず、事業者は引き続き極めて厳しい経営状況にあることなどから、引き続き同感染症の影響を見極めつつ、今後、事業者の経営状況について一定程度の改善があったと判断した場合には、できる限り速やかに、ウの検討の結果に基づく算出方法を明記した仕様書により使用料調査を実施することとしている。そして、エの通知に加えて、上記の使用料調査が終了した後、地方航空局が変動率調査を鑑定会社等に委託する際にウの検討の結果に基づく算出方法を仕様書に明記するよう、地方航空局に通知することとしている。

・航空保安施設等の予備電源設備として整備している可搬形電源設備の保管方法について(国土交通大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：36条 処置要求事項)

国土交通省は、次のような処置を講じていた。

ア 国土交通本省において、可搬形の発電装置、燃料タンク、配電盤、変圧器盤及びそれらの付属品により構成された電源設備(これらを「可搬形電源設備」)を地震等に十分耐え得る状態で保管するためには必要となる耐震設計に係る計算の方法及び計算の結果耐震性が確保されていないことが判明した場合の設置方法について検討を行い、その結果を令和4年1月に事務連絡を発出して可搬形電源設備を保管している空港等を管理している空港事務所等(以下「保管官署」)に対して示した。

イ 保管官署において、アで示された事項に基づいて、耐震設計に係る計算を行い、その結果耐震性が確保されていないことが判明した場合に、現地の状況を踏まえて、可搬形電源設備を地震等

に十分耐え得る状態で保管するために必要となる設置方法の詳細事項について可搬形電源設備管理等細則(以下「細則」)に定め、4年4月から適用することとした。

ウ 保管官署において、イで定めた細則に基づき、可搬形電源設備が地震等に十分耐え得る状態で保管されるよう、4年10月までに、可搬形電源設備の基礎部に転倒防止のために架台等を設置したり、設備間の離隔距離を確保したりするなどの必要な措置を講じた。

○防衛省

・防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について(防衛大臣宛て)

(平成23年度決算検査報告掲記:36条 意見表示事項)

防衛省は、平成24年度から27年度までに、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」)の定義付けや自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち補助対象とする区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」)の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」)の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度及び3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。そして、4年度以降は、地元関係者に対して説明を行うなどした上で指定基準を制定し各地方防衛局等に対して周知するなどの所要の処置を講ずることとしている。

○内閣府(内閣府本府)、厚生労働省

・放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について(内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記:34条 処置要求事項)

内閣府及び厚生労働省は、次のような処置を講じていた。

ア 同府は、令和3年11月に9都府県に対して通知を発して、4年3月までに、18市町村に対して、過大に交付されていた子ども・子育て支援交付金の返還手続を行わせた。

イ 同省は、4年3月に都道府県に対して事務連絡を発するなどして、市町村に対して、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A」等にある開所の要件の説明を理解しやすいように集約して示し、利用する児童が少数である土曜日等に放課後児童健全育成事業を実施する場合の開所の要件を周知徹底した。

(注) 開所の要件　交付金の算定に用いる一の支援の単位(以下「支援単位」)ごとに放課後児童支援員の数は2人以上とすること、利用する児童が少数である土曜日等に複数の支援単位が合同で放課後児童健全育成事業を実施する場合、その日を複数の支援単位それぞれの開所日として取り扱うためには、支援単位ごとに同支援員を2人以上とすることなどをいう。

ウ 同府は、4年3月に都道府県に対して事務連絡を発するなどして、市町村が子ども・子育て支援交付金事業実績報告書(以下「実績報告書」)を作成する際や都道府県が実績報告書を審査する際にそれぞれチェックシートを用いて、利用する児童が少数である土曜日等を含んだ年間開所日数が250日程度であるなどの交付額に影響しやすい場合に、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかについて市町村が根拠資料を用いて確認するようにしたり、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかについて都道府県が必要な審査を行うようにしたりする方策を講じた。

○日本年金機構

・可搬型端末の調達等について(日本年金機構理事長宛て)

(令和2年度決算検査報告掲記：34条・36条 処置要求事項)

日本年金機構は、次のような処置を講じていた。

ア 相談件数等の変化を想定して更改の要否等を十分に検討したり、他の契約において調達される社会保険オンラインシステムに接続して年金個人情報を閲覧できるノート型のパソコン等(以下「可搬型端末」との関係について十分に確認したり、市町村(特別区を含む。)における需要の状況を考慮したりして調達数量を算定することについて、機構本部で定期的に開催している研修で使用する資料に明記した上で、令和3年11月から当該資料を用いて関係部署の職員に対して研修を行ったり、4年8月に関係部署の職員が用いる調達事務に係る手引に明記する改定を行ったりして周知徹底した。

イ 貸与先の決定に当たり、貸与を希望している市町村に可搬型端末が適切に貸与されるよう対象範囲を検討した結果、全市町村に対して希望調査を毎年度実施することとし、4年2月に4年度の可搬型端末の貸与に向けた希望調査を実施した。そして、同年8月に関係部署に対して通知を発出して、5年以降も引き続き希望調査を実施するよう周知徹底した。また、元年5月に実施した希望調査の対象外となっていた420市町村(うち同調査に先立ち厚生労働省が平成30年2月に実施した意向調査で貸与を希望していた市町村は106市町村)について、令和3年11月までに希望調査を行い、このうち貸与を希望した82市町村(同31市町村)に対して3年度末までにその結果に基づいて可搬型端末の貸与を完了した。

ウ 市町村に貸与している可搬型端末について、4年3月に可搬型端末の貸与に係る事務の手引を作成して、3か月連続して使用実績がない場合には、その理由や使用見込みを確認した上で、使用見込みのないものについては返却を求めたり、当該理由に応じた対策を講じて可搬型端末の利用を促したりする体制を整備した。そして、同年8月に、貸与を継続する必要がない可搬型端末が生じた場合に利活用について検討する手続を定め、他用途も含めた利活用について関係部署間で検討するようにした。